

指名除外措置の公表調書

令和 8 年 8 月 2 7 日
東広島市 総務部 契約課

措置要件		業務に関する法令違反
措置対象者	商号又は名称	株式会社竹中土木
	住所又は所在地	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号
	代表者職氏名	取締役社長 竹中 祥悟
	法人番号	国土交通大臣 3750 号
指名除外期間		令和 8 年 8 月 27 日 から 令和 8 年 9 月 26 日 まで
措置理由	事実の概要	株式会社竹中土木が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「近畿自動車道高架橋の耐震補強工事」にて令和 7 年 8 月 5 日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和 8 年 6 月 1 0 日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、罰金刑の略式命令を受けたため。
	措置適用条項	建設業者等指名除外基準要綱第 2 条第 1 項に掲げる別表 1 6
備考		